常陸大宮市上下水道事業告示第7号

水道法（昭和３２年法律第１７７号）第１６条の２第１項の規定により，次のとおり指定給水装置工事事業者の指定をしたので，常陸大宮市上水道事業指定給水装置工事事業者規程（平成１０年大宮町水道課訓令第３号）第１０条第２号の規定により告示する。

令 和 8 年 10 月 2 日

常陸大宮市上下水道事業管理者
常 陸 大 宮 市 長　鈴 木　定 幸

1．指定をする事業者の名称，代表者名及び事業所の所在地

指定番号	事業者名	代表者氏名	事業所の所在地
26004	丸大燃工株式会社	大曽根　啓介	水戸市酒門町4456-5

2　指定の期間

令 和 8 年 10 月 2 日 から 令和12年10月31日 まで